

## 委託仕様書

### 1 件名

渋谷区都市データ連携基盤（都市 OS）構築・実装等委託

### 2 背景及び目的

渋谷区（以下、「区」という。）では、渋谷区スマートシティ推進基本方針を策定し、区民一人ひとりのウェルビーイング（幸福・心の豊かさ）の向上や「ちがいを ちからに 変える街。渋谷区」のビジョン実現に向け、多様性に溢れた街としての独自のスマートシティ推進を目指している。その実現のためには、デジタル技術やデータを活用し、区の現状や対策すべき課題に対する共通理解を深め、課題解決に資するサービス創出につなげる環境整備が必要である。

そのような現状に対し、渋谷区では令和 5 年度より渋谷区都市データ連携基盤（都市 OS）構築の取り組みを始め、令和 6 年度には渋谷駅周辺の都市空間のブラックボックス化解消、データによる協働型まちづくりの推進を目的として、渋谷駅周辺の都市空間情報・イベント情報を連携したサービス「SHIBUYA CREATIVE JUNCTION」をリリースしたところである。

本委託業務では、都市 OS 及び SHIBUYA CREATIVE JUNCTION の運用保守、追加のデータ連携及び機能追加を中心に、さらなる拡充・データ連携・サービス創出を進め、渋谷民のウェルビーイング向上を目指すものである。

参考：サイト概要

SHIBUYA CREATIVE JUNCTION：<https://creative-junction.city.shibuya.tokyo.jp/>

PV 数（2025 年 3 月から 2026 年 2 月）：83,073PV（2025 年 3 月 4,057PV、2026 年 2 月 11,479PV）

### 3 契約期間

契約締結の日から令和 9 年 3 月 31 日まで

### 4 履行場所

渋谷区が指定する場所

### 5 業務内容

本件における業務内容を下記に示す。上記目的を達成するため、渋谷区都市データ連携基盤（都市 OS）及び SHIBUYA CREATIVE JUNCTION に対して、以下の業務を包括的に実施すること。

SHIBUYA CREATIVE JUNCTION は、一般閲覧者向けサイト及びスペース管理者向けサイトで構成されており、それぞれに本番環境及び開発環境を有するものとする。本仕様書に基づく業務は、特に断りのない限り、これらすべてを対象とする。

#### （1）機能追加・改修

本サービスを運用していくなかで出てきた課題への対応や必要機能の追加・改修についての検討・対応を実施すること。原則として以下に示す内容を中心とした実施を想定するが、詳細な仕様については双方協議によるものとする。

参考：想定対応時間 2,000 時間程度

#### ア．特集記事対応

（ア）都市空間の活用事例をサイト来訪者に分かりやすく伝え、サービスの利用促進に寄与する特集記事を、以下の要件を踏まえて作成すること。

- ・ 国内外のアーティスト、スタートアップ、イベント事業者、渋谷に関心のある 20～40 代を

ターゲットとする 3000 字から 6000 字程度の記事を年間 4 本~6 本作成

- ・ 複数のパブリックスペースを活用したイベントの現地取材及び関係者取材の実施
- ・ 取材対象及び区で 2 回以上の校正
- ・ 国際発信力強化のため、英語版の記事作成
- ・ 作成した記事のすべて、またはサマリー記事を月間 PV 数 1 万以上のメディア・サイトに掲出し、都市空間活用事例及び SHIBUYA CREATIVE JUNCTION の PR の実施
- ・ 記事制作のほか、テーマの提案、インタビュー対象の選定・折衝・取材、撮影、デザイン、全体管理、取材にかかる諸経費等の一切をこの契約に含む

(イ) 現在の SHIBUYA CREATIVE JUNCTION のサイト上に前項 (ア) を公開するための特集記事ページを作成し、トップページのメニューからの遷移を可能とすること。

トップページから当該ページに誘導する導線を検討・作成すること。

また、上記で作成した記事のほか、区側 Word 等の文書作成ソフトで作成した記事等を追加で掲載できる仕様とする、または、CMS を備えること。

## イ. SEO 対策

本サービスは利用者数が増加し続けており、現在、月間 1 万 PV を平均するようになっている。より利用の裾野を広げるためにスペース名や活動事例のキーワードでの検索におけるヒット率向上、AI 要約への対応等の方策を講じること

また、生成 AI による日英翻訳機能は備えているが、一層の国際発信力強化のために英語で検索エンジンに評価される構造・コンテンツ設計（多言語 SEO）を実施すること。

参考：以下のとおりトップページについては英語ページを切り分け済み

<https://creative-junction.city.shibuya.tokyo.jp/?lang=en>

## ウ. イベント&アクティビティの外部連携

本サービスのイベント&アクティビティ機能について、情報の充実と検索からの流入を図るため、イベント情報を集約する他サイトとの連携を実施すること。連携サイト数は 3 から 5 程度を想定し、API の有無はサイトによって異なる。

参考：渋谷区ポータルサイト「しぶやイベントカレンダー」とは API による自動連携を実施済み

<https://www.city.shibuya.tokyo.jp/contents/event/calendar/>

## エ. 利用申請機能の是正対応

令和 7 年度に構築したスペース利用申請機能について、令和 8 年度からの実運用が予定されており、運用に即した機能の是正対応を行うこと。

## オ. UI/UX 改修

利用者視点での利用体験向上のため、引き続き UI/UX の向上を図る。なお、現時点で想定している改修内容の例は以下のとおりであるが、これらに限定されるものではない。

参考：改修検討項目例（以下の中から事業者提案及び双方協議の上、優先順位を勘案して実施）

（一般サイト）

- ・ イベント&アクティビティ及び活用事例画面における絞り込み機能の拡充
- ・ スペース詳細ページにおけるトップ画像の複数化
- ・ タグの追加、編集、削除機能の追加
- ・ デザインの見直し等によるサイトの意義や魅力の分かりやすい発信（管理サイト）

- ・管理画面におけるイベント&アクティビティ及び活用事例の登録機能の追加（現在は一般サイトマイページからのみ登録可能）
- ・管理サイトにおける多要素認証への対応
- ・修正申請時における変更内容の表示

## （２）都市データ連携基盤の維持とリソース調整

安定したサービスを提供するために、下図のとおり Microsoft Azure 上に構築されている都市データ連携基盤の維持及び利用に合わせて適切なりソース調整を実施すること。

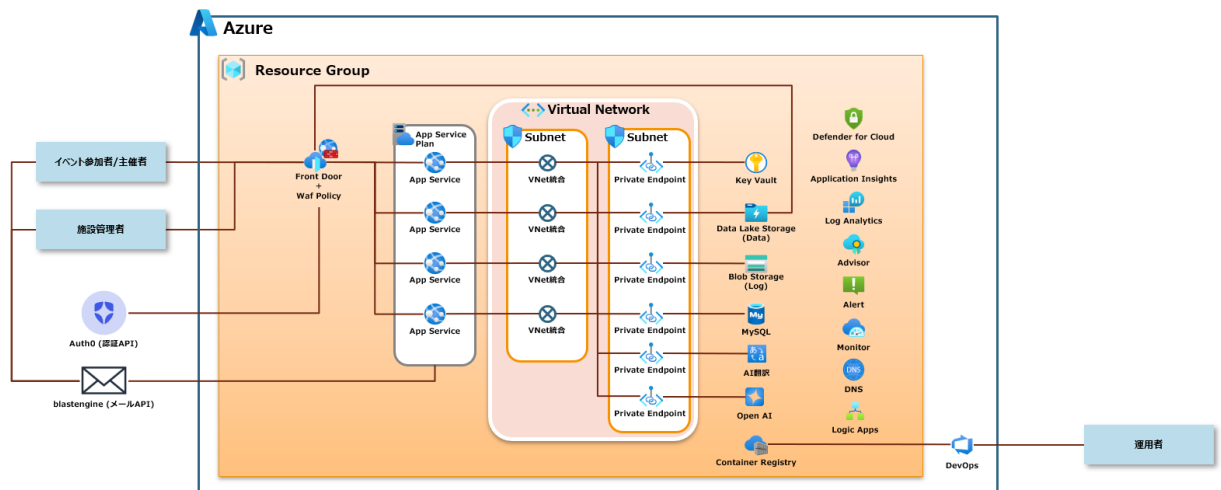
利用者数の拡大、機能追加、データ量の増減、外部要因（為替相場の変動等）も想定した上で、基盤の維持にかかる費用についてもこの契約に含むものとする。

ただし、基盤の契約として「Microsoft Server&Cloud Enrollment (Azure Product)」を利用しており、Azure prepayment により年度当初に最低ロットをチャージしている。その金額は本契約には含まない。

参考：Azure prepayment からは本番・開発環境の月々の利用料金が消費され、初期チャージ消費後は月ごとの支払いが生じる。令和 7 年度の利用状況では、4 月から 10 月までの 7 か月分は初期チャージによって支払われた（初期チャージを消費するまでの利用料金は今回契約金額に含まない）。

ただし、一般サイト・管理サイトの認証、各種通知メールサービスの利用料、地図表示、アクセス分析、問合せ・活用提案フォームなど各種サービスの利用料金は別途月ごとに支払う（7 月当初から契約金額に含む）。

図表-01 システム構成図



## （３）認知拡大・利用促進のための対応

都市データ連携基盤（都市 OS）及び本サービスについて、各種アワードへの応募、メディアやイベントでの情報発信、補助金への応募のための情報収集・提案・資料作成等に協力すること。

## （４）運用保守

安定したサービスを提供するためにシステムの監視、問題発生時の調査及び問合せ対応等を実施すること。

### ア．運用保守に係る計画

受託者は、以下の運用保守に係る計画を作成し実行すること。

図表-02 運用保守に係る計画

項目	内容
運用計画	システムの年間・月間計画を作成し、区の承認を得ること。
保守計画	不具合改修の対応計画を作成し、区の承認を得ること。

## イ. 運用保守体制

配置する技術者の人数、対応可能な領域等、具体的な体制の内容については、区と協議の上決定すること。

図表-03 運用保守体制

管理項目	内容
責任者	運用保守に関する全責任を担うこと。
管理者	運用保守に関する作業の管理を行うこと。
担当者	運用保守に関する作業を行うこと。

## ウ. 対応時間・工数

以下のシステム利用時間帯で月 10 時間程度の対応を基本とする。

ただし、重大障害やインシデントが発生するなど緊急的な場合は、下記時間外も対応すること。

図表-04 システム利用時間

	分類	通常時利用時間帯
オンライン	平日	9:00~18:00
	土日祝祭日	—

参考：令和 7 年度運用保守対応 月間平均時間

- ・ 定常作業：約 60 分（Azure 通知対応等）
- ・ 随時作業：約 20 分（年間 2 回発生し 4 時間）
- ・ 障害対応：約 20 分（年間 1 回発生し 4 時間）
- ・ 問合せ対応：約 150 分（機能追加にかかる問合せを除く）
- ・ 定例報告：約 10 分

## エ. 運用保守要件

運用保守に係る業務について以下に示す。

図表-05 運用保守業務一覧

業務	作業	内容
ヘルプデスク （問合せ対応）	受付	区からの問合せについて、受付・回答を行うこと。なお、問い合わせは区からのみとし、サービス提供者、サービス利用者、区民等からの問い合わせは区でとりまとめて問い合わせる。
	調査／回答	調査結果が既存事象であった場合には、速やかに回答すること。
	記録／報告	問合せ・要求・依頼内容（日時、内容、連絡者、回答内容）等を保守報告書に記録し、翌月当初の定例会議で区に報告すること。
セキュリティ管理	セキュリティ予防策の実施	継続的な脆弱性情報の取扱いを行い、セキュリティインシデントのリスクを低減させる予防策について、実施すること。

業務	作業	内容
	ウイルス・脆弱性対策管理	脆弱性診断については別途記載する。 OS等のセキュリティ脆弱性については、受託者にてセキュリティパッチファイルを提供・適用すること。
	セキュリティ監視	不正なコマンドが含まれた通信等のシステムへのサイバー攻撃を監視すること。
障害時対応	障害調査	受託者は、障害発生内容の解析及び発生箇所を特定すること。
	暫定対応	受託者は、障害から復旧して業務を再開するために、暫定対応を行うこと。
	恒久対応	受託者は、障害の要因について対処し、同事象の発生を防止するために、恒久対応を行うこと。
	再発防止策／記録	受託者は、障害内容と対処内容を記録し、再発防止策を講ずること。
利用状況確認	リソース管理	定期的クラウドサービスの利用実績を分析し、最適なサービスリソースを提案・設定変更すること。
新規事業者への説明	新たにデータ連携基盤を利用する事業者に対する説明資料の作成及び必要な説明を実施すること。	
軽微な改修対応	運用保守の工数内で行える軽微な修正や改修、リリース対応などを実施すること。	
技術的支援・助言	本システムに関する国等の最新情報の提供、運用上有益と思われる助言・提案、委託者からの相談等に対応すること。	

#### オ. 運用保守納品物

運用保守工程の成果物について、以下「運用保守工程におけるドキュメント一覧」に示す。スケジュールは当該一覧の「納入時期」を目安とし、承認を得て納品するものとする。

納品物件は、検収直前に整備するのではなく、納品物件の整備方法について本業務開始当初に区と協議のうえ定め、日常の運用保守において適宜・適切に整備し、区の求めに応じていつでも内容を確認できるようにしておくこと。

図表-06 運用保守工程におけるドキュメント一覧

作成ドキュメント	内容	納入時期
運用計画書	システムの年間・月間計画をまとめたもの	各年度当初
保守計画書	不具合改修の対応計画をまとめたもの	各年度当初
運用・保守報告書	前月に行った保守内容（定常作業、随時作業、障害対応、脆弱性対応、問合せ対応などの作業内容）と対応時間をまとめたもの	翌月定例会議前
障害報告書兼復旧完了報告書	障害報告、復旧完了報告等をまとめたもの	必要時
簡易な仕様変更に伴う成果物	設計書・設定書、マニュアル等一式	必要時
情報提供資料	「技術的支援・助言」において提供された情報等に関する資料	随時

## (5) 脆弱性診断

都市データ連携基盤（都市 OS）及び本サービス（一般サイト、管理サイト）に対し、脆弱性診断を実施し、診断の結果、危険度が高いと判断された脆弱性について対応すること。実施に当たっては自動化された診断によるツール診断と、専門技術者による手動診断を適切に組み合わせること。

### ア. 適用基準

実施においては下記の基準を適用すること。

- ・脆弱性診断士スキルマッププロジェクト「Web アプリケーション脆弱性診断ガイドライン」（第 1.2.4 版）
- ・「スマートシティセキュリティガイドライン」（総務省、第 3.0 版）

### イ. 診断報告

実施後は報告書を作成するとともに、区に対して報告会を実施すること。報告書には以下の事項を盛り込むこととする。

図表-07 脆弱性診断報告書への必須記載項目

項目	内容
総評	評点、要素別評価、コメント
検査項目一覧	診断観点、検査項目数、深粒度別の脆弱性件数を表示
個別脆弱性報告	対象画面、想定脅威・対策、再現方法

### ウ. 実施回数・時期

手動診断は年 1 回の実施を想定、ツール診断は四半期又は隔月で実施する。具体的な診断時期については区と協議の上決定すること

### エ. 脆弱性診断納品物

「イ. 診断報告」に定める内容を含め、以下を成果物として提出すること。なお、内容について区の承認を得た上で納品するものとする。

図表-08 脆弱性診断工程におけるドキュメント一覧

作成ドキュメント	納入時期
実施計画書	診断実施時期
診断チェックリスト	診断実施時期
診断で確認する資料等一覧	必要時
調書	必要時
報告書	診断実施後
議事録	必要時
その他、本業務で作成した資料等	必要時

## (6) 引継ぎ対応

都市データ連携基盤（都市 OS）及び本サービス（一般サイト、管理サイト）に関して、現行構築・運用事業者からの引継ぎを行うこと。引継ぎにかかる現行事業者の稼働費用も本契約に含むこととする。

参考：引継ぎにおける現行事業者の稼働は、以下の内容を予定する。

（アプリケーション引継ぎ）

- ・月 6 時間程度のオンライン打合せの実施
- ・E メール又はチャットによる問合せ対応（一次回答は 2 営業日以内）
- ・作業期間：7 月から 9 月末まで
- ・想定工数：40 時間/月×3 か月

（インフラ引継ぎ）

- ・月 6 時間程度のオンライン打合せの実施
- ・E メール又はチャットによる問合せ対応（一次回答は 2 営業日以内）

- ・作業期間：7月から9月末まで
  - ・想定工数：10時間/月×3か月
- #引継ぎの対象は、以下に掲げるものとする。
- ・Microsoft Azure 環境（本番環境及び開発環境の2環境）
  - ・Google アカウント各種  
（Google Map、Google フォーム、Google Analytics、Search Console）
  - ・Auth0 アカウント（一般サイト、管理サイトの認証基盤）
  - ・メールサービスアカウント(blastengine)

#### （7）新規登録スペースの写真撮影

新たに登録されたスペースの写真撮影が必要な場合、カメラマンを手配し、サイト掲載用の写真撮影を行うこと。また、掲載に適した状態とするため、利用可能なスペースの着色に加え、人物の写り込みの削除または修正、車両ナンバー・看板等の識別情報のマスキング（ぼかし・消去）その他必要な画像加工を行うこと。

参考：令和7年度撮影対応 約25カ所5時間（画像加工の時間を除く）

#### （8）都市データ連携基盤（都市OS）の活用検討

現行の都市データ連携基盤を最大限に活用しつつ、人流データ、気象情報、防災関連情報等を含む多様な都市データについて、分野横断的な連携や活用の可能性を整理し、都市データ連携基盤としての中長期的な発展を見据えた技術的助言及び提案を行うこと。

また、これらの提案のうち、区が必要と認めたものについては、区と協議の上、段階的なデータ連携又は機能の構築・改修を実施すること。

#### （9）その他

その他、都市データ連携基盤の構築・運用、データ連携、サービス開発などの業務全般において必要とされる業務が発生した場合は双方協議の上、工数の範囲で積極的に提案・協力すること。

### 6 機能要件

本システムに追加、拡充する機能の要件は、構築する内容や既存サービスの活用状況などを含め双方協議にて決定すること。なお、機能追加・改修に係る設計、開発、検証及びリリースは、原則として、一般サイト及び管理サイトの双方について、開発環境での検証を行った上で、本番環境へ反映するものとする。

### 7 非機能要件

#### （1）前提条件

本業務において導入するシステムは、クラウドサービス（ASP・SaaS）により提供されることを前提とする。

#### （2）利用環境

##### ア．システム利用時間

システム利用時間は24時間365日とする。（システムのメンテナンス等の計画停止を除く）

##### イ．システム利用者

システム利用者は区職員、データ提供者、データ利用者である。

#### （3）システム利用環境

##### ア．データセンター

本システムで使用するデータセンターは日本国内にあること。なお、データセンターサービスを提供する事業者にて、情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）適合性評価制度に基づくISMS認証又はそれと同等の認証を取得した環境を利用すること。

##### イ．端末等

本システムは区以外に事業者等も利用する想定であり、利用端末のスペック等を指定できないため、一般的に利用されている OS (windows,macOS,chromeOS 等)、ブラウザ (Microsoft Edge,Safari,Googlechrome 等) で利用できること。

#### ウ. 開発方法及び手法

受託者は設計・開発の管理主体者として設計・開発管理を実施するとともにその結果と品質に責任を負うこと。

開発を行うにあたり、受託者の体制並びにメンバーの責任及び役割を明確にすること。

開発環境は、自受託者の負担と責任において確保すること。

#### (4) 継続性要件

本システムは、システムの定期・非定期メンテナンス等の計画停止を除き 24 時間 365 日稼働するものとする。

#### (5) 信頼性要件

システムの構成情報や重要なデータは定期的にバックアップし、災害や復旧を踏まえた保管を行うこと。

#### (6) システム監視要件

サービス監視により障害及び障害を招きうる事象を検知した場合、速やかに区に連絡するとともに、直ちに状況の把握を行うこと。また、必要に応じ障害か所の特定、影響範囲の調査、即時対応、現状復帰すること。

#### (7) セキュリティ要件

以下に示す要件に留意し、セキュリティを担保すること。

- ・ 不正行為の検知、発生原因が特定できるよう、システムの利用記録、例外的事象の発生に関するログを蓄積し、不正の検知、原因特定に有効な管理機能を備えること。
- ・ システム利用者に応じて、必要最小限の操作しかできないように配慮し、操作ミスや情報漏洩等の危険性を低減すること。
- ・ システムに蓄積された情報の窃取や漏洩を防止するため、情報へのアクセスを制限できる機能を備えること。
- ・ システムにアクセスする利用者のアクセス履歴、入力情報等を当該利用者が意図しない形で第三者に送信されないようにすること。
- ・ 通信及び蓄積データに対して暗号化を行えること。
- ・ 別紙「渋谷区情報セキュリティポリシー遵守事項」に準拠し、システムに保持する情報の機密性、可用性、完全性を維持するための最新の対策を十分に講じること。
- ・ 個人情報の取扱いについては、別紙「個人情報の保護及び管理に関する特記事項」を遵守すること。

### 8 業務委託要件

#### (1) プロジェクト管理要件

##### ア. 業務実施計画・実際体制図の作成

受託者は、本業務が適切に実施され、目的の成果を得るため、作業方法、業務従事者、工程・進捗管理方法等について適切な業務実施計画・実施体制図を提出し、区の承認を受けること。実施体

制には、プロジェクトマネージャー等、必要な役割を担う人員を含めた体制図を作成すること。

各作業の進捗、工程管理を行い、課題が発生した場合、対策・解決に向けての課題管理作業も行うこと。

#### イ. コミュニケーション管理

定例会議を月1回以上開催するとともに、必要に応じて機能追加・改修等、個別の検討案件について詳細な協議を行う個別検討会議を設置すること。また、各会議の記録は受託者が速やかに作成し、区へ共有すること。

### (2) 要件定義

受託者は、区と調整・協議を行い、機能、設定条件等整理のうえ、要件定義を確定すること。

### (3) 設計

受託者は、本業務の機能要件及び非機能要件を満たすための基本設計及び詳細設計を行い、成果物について区の承認を受けること。

### (4) テスト要件

受託者は、単体テスト、結合テスト及び総合テストについて、テスト体制、テスト環境、作業内容、作業スケジュール、テストシナリオ、合否判定基準等を記載したテスト計画書を作成し、区の承認を受けること。

受託者は、設計工程の成果物及びテスト計画書に基づき、プログラムの開発、テストを行うこと。

受託者は、テスト計画書に基づき、各テストの実施状況を区に報告すること。

受託者は、受入テストのテスト計画書を作成し、区が受入テストを実施するにあたり、環境整備、運用等の支援を行うこと。

### (5) マニュアル作成

サービス利用者、サービス提供者が本システムを利用するために必要となるマニュアルを作成すること。形式は、通常のマニュアルの他、動画等によるものも可能とする。

### (6) 納品物

#### ア. 納品物

業務実施計画

実施体制図

運用保守関係ドキュメント（図表-06 参照）

脆弱性診断関係ドキュメント（図表-08 参照）

テスト計画書

テスト結果報告書

利用者向け操作マニュアル

管理者向け操作マニュアル

ソースコード

#### イ. 納品形態及び部数

電子で1部納入すること。

## 9 その他留意事項

### (1) 受託者の義務等

#### ア. 守秘義務

受託者は、本業務の履行に当たり知った秘密又は知りえた秘密を、法令上の根拠なく開示・漏えいしてはならない。受託者又はその第三者が不当に秘密を開示・漏えいしたときは、受託者はその賠償責任を負うものとする。このことは、契約終了後においても同様とする。

#### イ. 中立・公正義務

受託者は、公共事業の受託者として、特定の事業者・団体等に偏ることなく、中立・公正な立場から本業務の履行に当たること。

#### ウ. 利益供与等の禁止

受託者は、本業務の履行に当たり、不当に、第三者より利益の供与を受け、又は利益の供与を求めてはならない。また、受託者は、第三者に対し、不当に、利益・便宜を供与してはならない。

### (2) 免責事項

(1)の規定に反し、区の業務運営に重大な支障を発生させる等の損害を発生させたときは、区は直ちに本契約を解除することができる。その場合において、区は受託者が負担することとなる損害について賠償する責を負わない。

### (3) 業務の引継ぎに関する事項

本業務の契約履行期間の満了、全部もしくは一部の解除、またはその他契約の終了事由の如何を問わず、本業務が終了となる場合には、受託者は区の指示のもと、本業務終了日までに区が継続して本業務を遂行できるよう必要な措置を講じるため、業務引き継ぎに伴うシステム移行等に必要となる構成要素を円滑に提供できるようにすること。なお、移行用のコンテンツ等の提供に係る費用は保守運用契約に含まれるものとし、新たな費用は発生しないものとして取り扱うこと。

### (4) 経費・契約代金の支払い

本契約の履行に係る経費は、本仕様書に特に定めるものを除き、全て契約金額に含む。

### (5) 再委託

- ・ 受託者は、本契約に係る業務の全部又は主要部分の一部を第三者に再委託してはならない。ただし、渋谷区業務委託契約書契約条項第3条第2項により、業務の一部を第三者に委託する必要があるときは、あらかじめ別に定める「業務の一部再委託申請書」により契約担当者に申し出て、書面により契約担当者の承諾を得なければならない。
- ・ 受託者は、契約担当者により再委託の承諾を得た場合、再委託先に本契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。
- ・ 受託者は、契約担当者の承諾を得た再委託先に対して、再委託する業務内容に限定して、区の管理する機密情報及び個人情報を開示し、利用させることができるものとする。
- ・ 受託者は、契約担当者の承諾を得て再委託したとき、再委託をした相手方をして、更に第三者に委託させてはならないものとする。

### (6) その他

- ・ 契約期間中にやむを得ない事由により本契約の内容を変更する必要がある場合は、必ず区と協議すること。
- ・ この仕様書に定めのない事項または疑義のある場合は、その都度双方協議の上実施するものとする。

## 10 担当課

グローバル拠点都市推進課都市データ活用推進主査 03-3463-1529